S9　糖質コルチコイド

糖質コルチコイドは、経口使用、静脈内投与、筋肉内投与又は経直腸使用の場合には、全て禁止する。

特定スポーツにおける禁止される物質

P1　アルコール

アルコール（エタノール）は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。その検知は、呼気又は血液の分析により行う。そのドーピング違反の閾値は、一リットルにつき〇・一〇グラムの血液アルコール濃度に相当するものとする。

航空スポーツ（国際航空連盟）
アーチェリー（世界アーチェリー連盟）
自動車（国際自動車連盟）
モーターサイクル（国際モーターサイクリズム連盟）
パワーボート（国際パワーボート連合）

P2　ベータ遮断剤

ベータ遮断剤は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。別段の定めがある場合には競技会外においても、禁止する。

アーチェリー（世界アーチェリー連盟）（注）
自動車（国際自動車連盟）
ビリヤード（全種目）（世界ビリヤード・スポーツ連合）
ダーツ（世界ダーツ連盟）
ゴルフ（国際ゴルフ連盟）
射撃（国際射撃連盟、国際パラリンピック委員会）（注）
スキー及びスノーボード（国際スキー連盟）（ジャンプ競技、フリースタイル（エアリアル及びハーフパイプ）及びスノーボード（ハーフパイプ及びビッグエアー））
水中スポーツ（世界水中連盟）（コンスタント・ウェイト・アプネア（足ひれを使用するもの又は使用しないもの）、ダイナミック・アプネア（足ひれを使用するもの又は使用しないもの）、フリー・イマージョン・アプネア、ジャンプ・ブルー・アプネア、スピアフィッシング、スタティック・アプネア、水中ターゲット・シューティング及びヴァリアブル・ウェイト・アプネア）

注　競技会外においても、禁止する。

ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスモロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、ピンドロール、プロプラノロール、ソタロール及びチモロール

附属書Ⅱ　治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千十五年一月一日発効）から抜粋）

第二部　治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続

4.0　治療目的使用に係る除外措置の取得

4.1　競技者は、次の条件を満たすことを示すことができる場合に限り、治療目的使用に係る除外措置を許与されることができる。

a　競技者が関係する禁止される物質又は禁止される方法を使用しない場合にはその健康に深刻な障害を受けるであろう急性又は慢性の疾患を治療するために必要であること。

b　除外措置を求める禁止される物質又は禁止される方法を治療目的のために使用することによる急性又は慢性の疾患の治療後に、競技者の通常の健康状態に回復することから予想されるもの以上に追加的に競技能力が向上する可能性が極めて低いこと。

c　禁止される物質又は禁止される方法の使用に代わる適切な治療方法がないこと。

d　禁止される物質又は禁止される方法を使用する必要性が、治療目的使用に係る除外措置が許与される前に使用した物質又は方法であって、その使用時に禁止されていたものの使用の全部又は一部の結果ではないこと。

4.1の規定に関する注釈　世界ドーピング防止機構のウェブサイトに掲載されている世界ドーピング防止機構の文書「治療目的に係る除外措置委員会の決定を支える医学的情報」は、特定の疾患との関係において、この4.1に規定する基準の適用を支援するために利用されるべきである。

4.2　4.3に規定する例外が適用されない限り、禁止される物質又は禁止される方法を治療目的のために使用する必要のある競技者は、当該禁止される物質又は禁止される方法の所持又は使用に先立ち、治療目的使用に係る除外措置を得なければならない。

4.3　競技者は、次の場合においてのみ、禁止される物質又は禁止される方法の治療目的使用の遡及的な承認が許与されることができる。

a　緊急の治療又は急性の疾患の治療が必要であった場合

b　他の例外的な事情により、検体の採取に先立ち、競技者が治療目的使用に係る除外措置の申請を提出するための十分な時間若しくは機会がなかった場合又は治療目的使用に係る除外措置委員会が当該申請を検討する十分な時間若しくは機会がなかった場合

c　適用可能な規則が、競技者に対し、遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請することを求める場合（5.1の規定に関する注釈参照）又は許可する場合（規範4.4.5の規定参照）

4.3cの規定に関する注釈　検体の採取後遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請する場合には、当該競技者は、治療の記録を準備し、4.1に規定する治療目的使用に係る除外措置の条件を満たすことを立証できるようにすることが強く望まれる。

d　遡及的な治療目的使用に係る除外措置の申請が行われ、又は行われることとなる世界ドーピング防止機構及びドーピング防止機関が、遡及的な治療目的使用に係る除外措置の許与に関し公正であることが求められることについて同意する場合

4.3dの規定に関する注釈　世界ドーピング防止機構又はドーピング防止機関がこの4.3dに規定する申請に同意しない場合には、ドーピング防止規則に対する違反の防御手続、不服申立てその他の手段により異議を申し立てることはできない。

5.0　ドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置に関する任務

5.1　規範4.4の規定は、(a)いずれのドーピング防止機関が治療目的使用に係る除外措置の決定を行う権限を有するかについて、(b)当該治療目的使用に係る除外措置の決定が他のドーピング防止機関によりどのように承認され、及び尊重されるべきかについて及び(c)治療目的使用に係る除外措置の決定についての再審査又は不服申立てが行われる時期について特定する。

5.1の規定に関する注釈　規範4.4の重要な規定を要約した附属書一のフロー・チャートを参照。

規範4.4.2　4.4の規定は、国際水準の競技者でない競技者に関し治療目的使用に係る除外措置の決定を行う国内のドーピング防止機関の権限を明記する。国際水準の競技者でない競技者の治療目的使用に係る除外措置の申請をいずれの国内のドーピング防止機関が取り扱うべきかについて争いとなっている場合には、世界ドーピング防止機構が決定を行う。この決定は、最終的なものであり、不服申立ての対象とはならない。